

いばらき

第

299号

雇用ニュース

2007年3月



-明けの筑波- いばらき自然環境フォトコンテスト 最優秀賞 茂呂 豪男さん

「派遣と請負の違いをご存知ですか 派遣は適正に！」

おもな内容

- 県内の雇用情勢 2
- 平成18年度後期障害者就職面接会を開催! 3
- 高校生・中学生のためのインターンシップの実施に関するお願い 4~5
- News (一般拋出金制度、雇用保険料率の引き下げ) 6
- 茨城労働局庁舎のご案内 7
- 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

有効求人倍率0.98倍・13か月連続で上昇

(前年同月比・季節調整値)

有効求人数は8か月連続の増加
有効求職者数は46か月連続の減少

① 概況

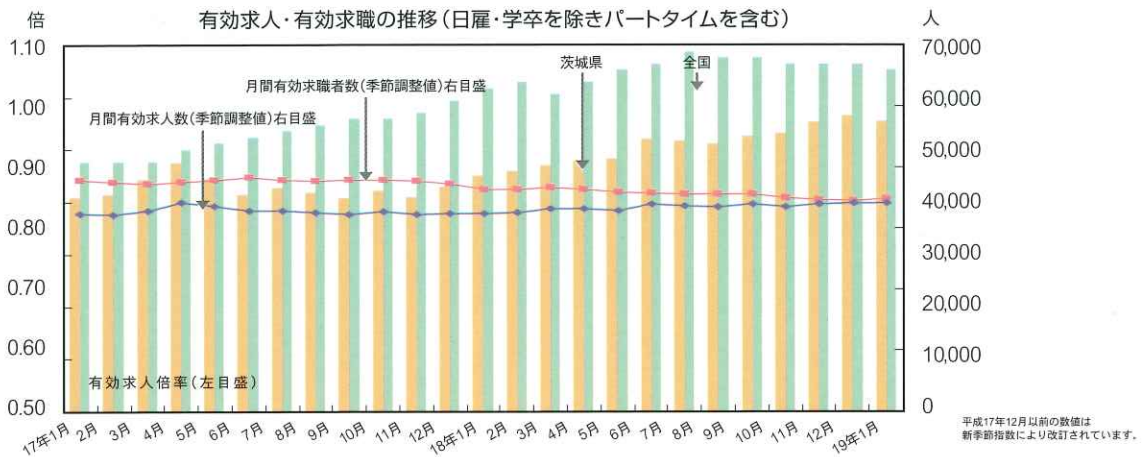
1月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は16,061人で前年同月に比較して7.4%増と、2か月連続の増加となりました。

新規求職者数は11,615人(前年同月比0.5%増)で、10か月ぶりの増加となりました。なお、雇用形態別に見ると一般(0.6%減)は10か月連続で減少し、パートタイム(3.5%増)は6か月ぶりの増加となりました。

有効求人数は39,445人で、前年同月比で6.1%の増と8か月連続の増加となりました。一方、有効求職者数は、36,875人(4.4%減)で、46か月連続の減少と依然減少傾向で推移しています。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.98倍(季節調整値)と前月(0.99倍)を0.01ポイント下回ったものの、前年同月比(0.89倍)では0.09ポイントの上昇となりました。

就職件数は2,742件と前年同月比で6.9%減と、8か月連続の減少となりました。



② 新規求人の動き

新規求人数は16,061人となり、前年同月比で7.4%増と、2か月連続の増加となりました。

産業別にみると、運輸業(前年同月比11.4%減)と飲食店・宿泊業(同9.7%減)を除き、建設業(同6.1%増)、製造業(同8.9%増)、情報通信業(同5.8%増)、卸売・小売業(同6.7%増)、医療・福祉(同9.8%増)、サービス業(同12.7%増)、その他の産業(同31.5%増)で増加しました。

また、規模別にみると500人以上(前年同月比7.7%減)で減少したものの、29人以下(同5.8%増、15か月ぶりに増加した11月から3か月連続)と30~99人(同0.2%増)、100~299人(同21.8%増)及び300~499人(同91.0%増)で増加となりました。

雇用形態別では、一般常用が4.6%増と9か月連続で増加し、パートタイムも6.8%増と4か月ぶりの増加となりました。

④ 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,776件で、前年同月に比較し2.5%減と8か月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は23.9%と、前年同月(24.6%)より0.7ポイント低下しました。

雇用保険受給者実人員は9,508人で、前月比で2.2%減、前年同月比では11.1%減(51か月連続)と依然減少傾向にあります。

被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は801人で、割合は9.0%(前年同月8.1%)と0.9ポイント上昇し、事業主都合離職者数でも8.0%増と4か月連続の増加となりました。

③ 新規求職の動き

新規求職者数は11,615人となり、前年同月比で0.5%増と10か月ぶりの増加となりました。

雇用形態別の割合では、一般(パートタイム以外)が72.8%(前年同月73.6%)と0.8ポイント低下し、数でも0.6%減と10か月連続の減少となりました。一方パートタイムは数で3.5%増と6か月ぶりの増加となりました。

また、常用(パートタイムを含む)で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は47.1%で前年同月(47.9%)を0.8ポイント下回り、若年求職者数でも1.3%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者数のうち、55歳以上の高齢者の占める割合は18.3%で、前年同月(17.0%)を1.3ポイント上回り、高年求職者数でも7.9%の増加となりました。

平成18年度後期障害者就職面接会を開催

県内4会場で就職希望者555人が参加し、当日内定者4人

追い風にのった障害者就職面接会

平成18年度前期障害者就職面接会は、内定者を含め113人(平成18年12月31日現在)の方の就職が決まりました。後期障害者面接会は2月8日から2月16日までの間、水戸市、筑西市、土浦市、鹿嶋市の県内4会場で開催しました。

平成18年度から施行された改正障害者雇用促進法と、障害者自立支援法により、精神障害者の雇用率への算入や、福祉的就労から一般雇用への移行など障害者雇用に向けた機運が高まりつつある中、就職面接会は、県内の地元企業を中心に全体で159社(昨年度より14社増加)、就職を希望する障害者の方555人が参加のもと開催されました。

今回の就職面接会には、福祉施設等を利用する障害者の方や、3月に養護学校等を卒業予定の障害者の方も数多く参加され、各会場とも限られた時間の中で積極的に面接を申し込むなど熱心な面接会となりました。



面接風景



留意事項説明

事業主の皆さまにお願いします

障害者の雇用を促進するためには、就職希望者の自立への自覚と努力が必要なことはもちろんですが、同時に事業主の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

現在、障害者の採用を検討されている事業主の方、また、雇用管理等に不安をお持ちの事業主の方、ハローワークでは、障害者雇用に関する色々な支援メニューを用意しております。

また、福祉施設等を利用している障害者の方の一般雇用への移行に向け、福祉施設外の職場実習先(1~2週間程度の職場体験、賃金の支払いは必要ありません。)を探しております。

ぜひ最寄りのハローワークにお気軽にご相談ください。

○各会場の状況

(集計:平成19年2月28日現在)

会場	開催日	参加事業所	応募者	採用	保留
土浦会場(土浦京成ホテル)	2月8日	50	164	14	56
鹿嶋会場(鹿嶋市鹿島商工会館)	2月9日	16	71	7	18
水戸会場(ホテルレイクビュー水戸)	2月14日	50	198	26	80
筑西会場(三の丸ホテル)	2月16日	43	122	10	42
合計		159	555	57	196

※採用数は内定者を含み、保留数は再面接等による結果待ち。

事業主の
皆様へ

高校生・中学生のための インターンシップ(就業体験・実習)の 実施に関するお願い

最近の高等学校卒業予定者の就職環境につきましては、大変厳しい状況が続いております。

また、厚生労働省の統計によると、就職後3年間で、高等学校卒業者の約5割が離職してる状況にあり、このことが若年層の完全失業率の上昇要因の1つとなっていると考えられます。こうした背景には、職業意識の形成が不十分であることにより、適切な就業選択が行えず、結果として就職決定が遅れたり、就職後早期に離職する者が増加していることが、あげられます。

そこで、ハローワーク(公共職業安定所)と各高等学校・中学校が連携し、事業主の皆様の協力を得て、高校在学中、さらには中学在学中の早い段階から、職業体験の場(インターンシップ)を設け、生徒が自らの適性と職業の関わりを深く考える契機とすることにより、以後の職業に関する知識・能力の向上や将来の就職活動に役立てることができるよう環境整備を図りたいと考えております。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、高校生・中学生のための就業体験の場をご提供いただきますようお願い申し上げます。

① インターンシップの定義及び効果

● インターンシップとは？

インターンシップとは、「生徒が実際の職場において、具体的な仕事を経験することを通じて、職業に関する意識を高めるとともに、学ぶこと、働くことの意義や、やりがい、仕事の内容などを実際に体感、体験させる取組で、学校と企業との連携によって行われるもの」を指します。

インターンシップは、企業、学校、生徒の三者それぞれにメリットをもたらします。

企業

にとつてのメリット

企業にとっては、実習を受け入れた生徒や学校を通じて、社会に対して存在をアピールする機会となります。業界全体のPR効果も期待できます。生徒と意見を交換して新鮮な視点を得ることもあるでしょう。また、学校との連携が深まることで、人材育成や学校教育に求めるものを直接学校に伝えることができ、将来的な人材育成にもつながります。

生徒

にとつてのメリット

実際の現場に触れることで職業に関する知識や能力の向上に役立ちます。また、将来の職業選択に備えて自らの適性・能力について実践的に考える機会となり、職業に関する興味や関心が高まるとともに選択能力を高めることにもつながります。

学校

にとつてのメリット

生徒の新たな学習意欲の喚起のほか、職業指導と関連されることで、生徒の主体的な職業選択への取り組みを促すことができます。また、産業界との連携が深まることで、企業の最新の情報や人材のニーズが把握できます。さらに、生徒の専門能力・実務能力が高まることで、学校の人材育成に対する社会的評価が高まります。

② インターンシップの概要

- 1 時期 学校と受け入れ事業所が、学校の行事日程や事業所の都合等を調整のうえ実施時期を決定します。（学校の夏休みや冬休みの期間を利用することも可能です。）
- 2 期間 学校・学科の特性に合わせて、1日～3日間程度とします。
- 3 対象 県内の各高等学校在学中の1、2年生、及び各中学校在学中の2、3年生を対象とします。
- 4 人数 一企業（事業所）につき、数名程度の実習を行っていただきます。
- 5 実習例
 - ①建築現場での測量実習
 - ②デパートやスーパーマーケット、小売店での販売実習
 - ③病院・福祉施設での介護実習
 - ④その他様々な職場（各種工場、各種行政機関等）での実習



③ インターンシップの標準的なカリキュラム

日 程	内 容	講師・助言者等
事前講習 (半日程度)	就業体験実習に関するオリエンテーション <ul style="list-style-type: none"> ●ジュニア・インターンシップの概要（趣旨、流れ） ●実習に当たっての心構え、留意点（守秘義務、事故防止等） ●新規学卒者の労働市場、地域の産業・職業の状況 ●地域の業界、企業に関する説明 	安定所職員 進路指導担当教諭等
就業体験実習 (1日～3日程度)	就業体験実習 <ul style="list-style-type: none"> ●実施事業所における講習 [会社・業務の概要、施設・設備の利用案内、職場のルール・働く心構え、ビジネスマナー、その他留意事項等] ●職務に関する基本的指導 ●事業所における実習 	実施事業所代表者 実施事業所担当者
事後講習 (半日程度)	実習の振り返り <ul style="list-style-type: none"> ●実習の報告 ●感想・反省点等に関する意見交換 	安定所職員 進路指導担当教諭 実施事業所担当者

④ インターンシップの実施に当たって留意すべきポイント

1 報酬等について

生徒への報酬や交通費等の支給は必要ありません。なお、企業の経費については負担できません。

2 保険の加入について

実習する生徒は賠償責任保険に加入します。

3 実施について

実習に当たっては、学校及びハローワークが各企業（事業所）に個別にお願いすることになります。詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせ願います。

一般拠出金制度をご理解ください

- 一般拠出金の徴収が、平成19年度の労働保険の年度更新から、労働保険料の徴収と併せて行われます。
- 石綿健康被害救済法に基づき、労災補償の対象とならない一般住民の健康被害者に支給する費用に充てるための徴収です。
- 石綿が、産業基盤となる施設、設備、機械等に広く使用されてきたことから、関係が特に深い事業活動を行っていた事業主のみならず、すべての労災保険適用事業主から徴収することとしています。
- 拠出金の額は、平成18年度労災保険分の確定保険料と併せて徴収するもので、賃金総額に拠出金率1000分の0.05を乗じて算定されます。
- 一般拠出金の延納はできません。

労働保険徴収室 (029-224-6213)

雇用保険料率が引き下げられます

- 関係法の改正案が国会で成立した場合、平成19年度から、雇用保険率が1000分の4.5引き下げられる予定です。
- ともなって、事業主の方、被保険者の方の負担分も、それぞれ1000分の2ずつ引き下げられます。
- 引き下げられた雇用保険料率は、平成19年度概算保険料の計算に使用されます。また、労働者負担分の控除は、賃金締切日を基準に取り扱うこととしておりますので、4月の締切日からの賃金を対象に新雇用保険料率による負担分を控除することになります。

新雇用保険料率表

(平成19年度概算保険料の計算に使用)

	雇用保険料率	事業主負担分	被保険者負担分
一般の事業	15/1000	9/1000	6/1000
農林水産・清酒製造業	17/1000	10/1000	7/1000
建設業	18/1000	11/1000	7/1000

料率表の「雇用保険料率」「事業主負担分」には雇用保険三事業に係る「3/1000(事業主負担)」の料金が含まれています。また、事業主負担分が0.5/1000引き下げられます。

労働保険徴収室 (029-224-6213)

茨城労働局のご案内

〒310-8511 茨城県水戸市宮町1丁目8番31号（代表029-224-6211） 茨城労働総合庁舎

部署の名前		担当している仕事	TEL	FAX
総務部 労働局全体の仕事、労働保険料に関する仕事をしています。	総務課（4F）	労働局内部の仕事	029-224-6211	029-224-6245
	企画室（4F）	企画・調整や総合労働相談、情報公開などの窓口の仕事	029-224-6212	029-224-6245
	労働保険徴収室（5F）	労働保険料の徴収に関する仕事	029-224-6213	029-224-6258
労働基準部 働いている方の労働条件や安全・健康を確保する仕事をしています。	監督課（6F）	労働条件の履行確保に関する仕事	029-224-6214	029-224-6273
	安全衛生課（6F）	労働災害の防止と健康の確保に関する仕事	029-224-6215	029-224-6273
	賃金室（6F）	最低賃金、家内労働に関する仕事	029-224-6216	029-224-6273
	労災補償課（5F）	業務・通勤災害の認定と労災給付に関する仕事	029-224-6217	029-224-6283
職業安定部 働こうとする方の雇用の安定を図る仕事をしています。	職業安定課（7F）	求人・求職と雇用保険に関する仕事	029-224-6218	029-224-6279
	職業対策課（7F）	障害者・高齢者・外国籍の方の雇用促進に関する仕事	029-224-6219	029-224-6279
	需給調整事業室（7F）	派遣事業に関する仕事	029-224-6239	029-224-6279
雇用均等室（6F）		職場の男女均等取扱い、少子化対策に関する仕事をしています。	029-224-6288	029-224-6265

●茨城労働局は厚生労働省の地方機関です。

●監督署、ハローワーク（安定所）は、茨城労働局の下部組織で、局署所一体になって仕事をしています。

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
15年度月平均	13,410	4,356	8,944	13,491	4,358	3,738	33,934	53,124	3,774	17,362
16年度月平均	14,234	4,496	9,550	12,078	3,604	2,609	37,365	46,020	3,618	12,576
17年度月平均	14,288	4,129	10,067	11,750	3,313	2,452	38,422	43,937	3,575	11,686
17年 4月	13,865	4,031	9,741	15,682	4,193	3,744	39,920	47,452	3,915	10,470
5	13,164	3,808	9,267	12,649	3,498	2,506	37,267	47,992	3,694	11,481
6	13,823	4,132	9,617	12,248	3,448	2,471	36,089	47,978	3,917	12,469
7	14,109	4,022	9,998	10,593	3,077	2,288	36,384	45,892	3,496	12,792
8	14,065	4,050	9,915	11,195	3,334	2,284	37,151	44,889	3,236	13,796
9	15,590	4,856	10,644	12,437	3,371	2,420	39,690	45,033	3,817	12,834
10	15,591	4,191	11,293	11,840	3,282	2,445	40,747	44,851	3,837	12,293
11	13,867	4,164	9,603	10,139	2,811	2,030	39,746	43,095	3,525	11,856
12	12,157	3,638	8,433	7,688	2,083	1,657	36,816	38,440	2,959	11,235
18年 1月	14,953	4,168	10,719	11,561	3,357	2,364	37,186	38,568	2,944	10,699
2	15,230	4,268	10,847	11,817	3,384	2,408	38,972	39,823	3,420	10,178
3	15,046	4,216	10,724	13,153	3,914	2,812	41,101	43,235	4,136	10,131
4	13,241	3,675	9,479	14,641	6,633	3,160	38,762	45,790	3,710	9,729
5	13,364	3,601	9,690	12,041	5,775	2,097	36,842	45,814	3,768	11,053
6	14,313	3,988	10,221	11,253	5,208	2,002	37,058	44,676	3,801	11,116
7	14,131	4,213	9,818	10,484	4,889	1,917	37,216	43,111	3,354	11,135
8	14,477	4,109	10,268	10,590	5,087	1,807	38,210	42,305	3,183	11,967
9	16,801	4,990	11,720	11,208	5,183	1,881	41,439	42,126	3,815	10,872
10	15,893	4,911	10,899	11,085	5,118	1,991	42,324	41,778	3,614	10,466
11	13,610	3,741	9,771	9,378	4,392	1,633	41,788	39,685	3,325	10,189
12	13,377	3,798	9,492	7,405	3,389	1,345	38,567	35,718	2,783	9,725
19年 1月	16,061	4,524	11,482	11,615	5,468	2,123	39,445	36,875	2,742	9,508
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
15年度月平均	1.00	1.12	0.64	0.69	11.5	13.7	▲ 1.6	▲ 2.4	7.1	5.2	▲ 25.4	▲ 19.9	342	5.1
16年度月平均	1.18	1.35	0.82	0.86	6.4	12.0	▲ 10.1	▲ 6.9	▲ 3.3	▲ 0.8	▲ 27.1	▲ 18.4	308	4.6
17年度月平均	1.23	1.49	0.88	0.98	0.9	7.9	▲ 2.5	▲ 2.4	▲ 1.1	0.4	▲ 6.9	▲ 7.9	290	4.4
17年 4月	1.20	1.41	0.91	0.93	▲ 1.8	6.1	▲ 9.8	▲ 7.5	▲ 2.1	▲ 4.5	▲ 18.5	▲ 13.9	310	4.5
5	1.23	1.44	0.88	0.94	20.8	15.5	0.7	2.0	1.0	3.2	▲ 10.4	▲ 7.0	307	4.5
6	1.19	1.48	0.86	0.95	1.8	11.1	▲ 3.5	▲ 4.2	1.1	2.0	▲ 12.4	▲ 9.5	280	4.3
7	1.26	1.49	0.87	0.96	0.0	6.0	▲ 9.3	▲ 8.3	▲ 8.6	▲ 2.6	▲ 10.3	▲ 10.4	289	4.4
8	1.20	1.49	0.86	0.97	▲ 1.5	13.7	0.0	1.6	▲ 4.1	3.5	▲ 5.3	▲ 6.8	284	4.3
9	1.16	1.49	0.85	0.98	▲ 2.2	7.8	▲ 0.9	▲ 1.4	▲ 5.0	▲ 1.7	▲ 5.0	▲ 8.9	285	4.3
10	1.28	1.45	0.86	0.98	4.1	4.4	▲ 1.8	2.7	▲ 3.2	2.1	▲ 1.1	▲ 6.5	304	4.4
11	1.22	1.51	0.85	0.99	▲ 6.5	3.9	▲ 2.1	▲ 4.4	0.2	0.1	▲ 2.0	▲ 6.9	292	4.5
12	1.22	1.57	0.87	1.01	▲ 0.8	5.7	▲ 2.7	▲ 7.6	1.2	▲ 3.9	▲ 3.2	▲ 6.6	265	4.4
18年 1月	1.27	1.56	0.89	1.03	5.0	6.9	▲ 5.4	▲ 3.0	0.8	▲ 1.3	▲ 3.0	▲ 5.0	292	4.4
2	1.24	1.56	0.90	1.04	▲ 2.7	10.7	2.7	3.3	4.5	5.1	▲ 4.9	▲ 5.5	277	4.1
3	1.24	1.51	0.90	1.02	▲ 5.6	2.6	2.4	▲ 1.8	1.6	2.9	▲ 6.4	▲ 7.2	289	4.2
4	1.23	1.53	0.91	1.04	▲ 4.5	2.4	▲ 6.6	▲ 5.8	▲ 5.2	▲ 2.5	▲ 7.1	▲ 9.4	284	4.1
5	1.32	1.61	0.92	1.06	1.5	8.4	▲ 4.8	▲ 2.8	2.0	1.8	▲ 3.7	▲ 4.0	277	4.1
6	1.32	1.58	0.95	1.07	3.5	3.5	▲ 8.1	▲ 3.4	▲ 3.0	▲ 0.5	▲ 10.9	▲ 8.7	278	4.2
7	1.31	1.58	0.95	1.09	0.2	4.5	▲ 1.0	▲ 0.0	▲ 4.1	1.1	▲ 13.0	▲ 7.5	268	4.1
8	1.27	1.60	0.94	1.08	2.9	4.6	▲ 5.4	▲ 3.6	▲ 1.6	▲ 1.3	▲ 13.3	▲ 7.6	272	4.1
9	1.35	1.57	0.95	1.08	7.8	2.2	▲ 9.9	▲ 2.8	▲ 0.1	1.1	▲ 15.3	▲ 8.6	280	4.2
10	1.40	1.53	0.96	1.07	1.9	1.7	▲ 6.4	▲ 2.0	▲ 5.8	1.2	▲ 14.9	▲ 5.3	281	4.1
11	1.33	1.60	0.98	1.07	▲ 1.9	1.0	▲ 7.5	▲ 4.3	▲ 5.7	▲ 1.9	▲ 14.1	▲ 5.8	259	4.0
12	1.39	1.60	0.99	1.07	10.0	3.4	▲ 3.7	1.3	▲ 5.9	2.8	▲ 13.4	▲ 7.4	244	4.0
19年 1月	1.34	1.51	0.98	1.06	7.4	▲ 2.8	0.5	▲ 0.5	▲ 6.9	1.7	▲ 11.1	▲ 6.7	264	4.0
2														
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数のうち若年者欄は、平成18年4月から「34歳以下のパートを含む常用」に対象を変更(18.3月までは、29歳以下のパートを除く常用)
 3. 新規求職申込件数のうち高齢者欄は、平成18年4月から「55歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(18.3月までは、45歳以上のパートを除く常用)
 4. ▲印は減少を示す。 5. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。 6. 平成17年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。